

五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣等による農作物への被害を防止するため鳥獣被害防止防護柵等を購入する者に対して、その経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 次に掲げる要件の全てを満たす者について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 五城目町に住所を有する個人又は団体（自治会等）であること。
- (2) 本人及び同一世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。
- (3) 防護柵等を設置する土地が自己所有地、または土地所有者から同意を得た土地であること。
- (4) 防護柵等を設置する土地で出荷・販売する農作物を栽培していること。

(土地の要件)

第3条 次に掲げる要件を満たしている場合に限り、補助金を交付する。

- (1) 防護柵等を設置する土地が田畑等の農地であること。
- (2) 鳥獣駆除の目的以外に使用しないものであること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、鳥獣防護柵等設置に必要な資材の購入に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、交付対象経費から除くものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 設置に係る人件費
- (3) 既に設置している防護柵等の修繕用部品等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の交付対象経費の2分の1に相当する額とし、50,000

0円を上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の申請は、1世帯（1団体）当たり年度内1回限りとする。

（交付申請）

第6条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象資材の購入前に五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1） 収支予算書
- （2） 防護柵等設置予定箇所の位置図
- （3） 防護柵等購入に係る見積書の写し
- （4） 土地所有者から同意を得ている場合、電気柵設置に関する同意書（様式第2号）

（交付決定）

第7条 町長は、申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書が到着した日から30日以内に交付の可否を決定し、五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金中止承認申請書（様式第4

号)を提出し、町長の承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 購入した防護柵等の領収書の写し

(交付額の確定等)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、五城目町鳥獣被害防止防護柵等設置補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。